

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	1
○ 舞鶴市駐車場条例	7

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>

旧	新
<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の</u></p>	<p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>

旧	新
<p data-bbox="293 272 1106 339">初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>とき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p data-bbox="293 759 1106 1042">ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p data-bbox="293 1094 1106 1193">イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>	<p data-bbox="1189 352 2002 746">ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p data-bbox="1189 759 2002 1082">イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p data-bbox="1189 1094 2002 1193">ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p data-bbox="1189 1206 2002 1342">エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げ</u></p>

旧	新
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する</u>ときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(<u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間</u>)</p> <p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p><u>る場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

旧	新
<p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により</p>	<p>(削除)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</u></p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(<u>育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間</u>) <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>に</p>

旧	新
<p>任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第 26 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条中「<u>育児休業</u>」とあるのは、「部分休業」と読み替えるものとする。</p>	<p>より任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第 26 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条中「<u>育児短時間勤務</u>」とあるのは、「部分休業」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条(第 5 号に係る部分に限る。)及び第 11 条(第 6 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市駐車場条例旧新対照表

旧	新
<p>(駐車場を利用できる自動車)</p> <p>第6条 駐車場を利用できる自動車は、<u>次の各号のいずれかに該当する自動車</u>とする。</p> <p>(1) <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第3条に規定するものうち、次のいずれかに該当し、かつ、積載物を含み長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.5メートル、総重量4.0トン以下のもの</u> <u>ア 普通自動車に属する乗用自動車</u> <u>イ 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車</u> <u>ウ 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車</u></p> <p>(2) <u>舞鶴市七条海岸駐車場及び舞鶴市西舞鶴駅駐車場については、前号に掲げるもののほか、車両法第3条に規定する普通自動車のうち、専ら人を運搬する構造を有するもので乗車定員が11人以上のもの(以下「バス」という。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第7条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「利用者」という。)は、駐車時間1時間につき200円(<u>バスにあっては1日につき5,000円</u>)の範囲内で規則で定める駐車料金を<u>支払わなければならない</u>。</p>	<p>(駐車場を利用できる自動車)</p> <p>第6条 駐車場を利用できる自動車は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するものうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、積載物を含み長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.5メートル、総重量4.0トン以下のもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>普通自動車に属する乗用自動車</u></p> <p>(2) <u>小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車</u></p> <p>(3) <u>軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第7条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「利用者」という。)は、駐車時間1時間につき200円の範囲内で規則で定める駐車料金を納付しなければならない。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、当該駐車料金を減免することができる。</u></p>

旧	新																				
<p><u>2 駐車料金は、自動車を退場させる際に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(駐車料金の減免)</p> <p><u>第 8 条 市長は、規則で定めるところにより、駐車料金を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(禁止行為)</p> <p>第 10 条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 5 号及び第 6 号に掲げる行為において、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の賠償額は、市長が定める。</u></p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市七条海岸駐車場</td> <td>舞鶴市字浜 1575 番地の 2</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市南田辺駐車場</td> <td>舞鶴市字南田辺 2 番地の 5</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市東舞鶴駅駐車場</td> <td>舞鶴市浜町 1 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市西舞鶴駅駐車場</td> <td>舞鶴市字南田辺 25 番地の 7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	舞鶴市七条海岸駐車場	舞鶴市字浜 1575 番地の 2	舞鶴市南田辺駐車場	舞鶴市字南田辺 2 番地の 5	舞鶴市東舞鶴駅駐車場	舞鶴市浜町 1 番地の 1	舞鶴市西舞鶴駅駐車場	舞鶴市字南田辺 25 番地の 7	<p><u>2 市長は、必要があると認めるときは、回数券又は定期券を発行することができる。</u></p> <p><u>3 前項の回数券又は定期券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(駐車料金の徴収)</p> <p><u>第 8 条 駐車料金は、自動車を退場させる際に納付しなければならない。ただし、前条第 2 項の回数券による駐車料金にあっては回数券の発行の際に、同項の定期券による駐車料金については月ごとに市長が定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(禁止行為)</p> <p>第 10 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 5 号及び第 6 号に掲げる行為において、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市七条海岸駐車場</td> <td>舞鶴市字浜 47 番地 4</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市南田辺駐車場</td> <td>舞鶴市字南田辺 2 番地 5</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市東舞鶴駅駐車場</td> <td>舞鶴市浜町 1 番地 1</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市西舞鶴駅駐車場</td> <td>舞鶴市字南田辺 25 番地 7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和 4 年 9 月 7 日から施行する。</p>	名称	位置	舞鶴市七条海岸駐車場	舞鶴市字浜 47 番地 4	舞鶴市南田辺駐車場	舞鶴市字南田辺 2 番地 5	舞鶴市東舞鶴駅駐車場	舞鶴市浜町 1 番地 1	舞鶴市西舞鶴駅駐車場	舞鶴市字南田辺 25 番地 7
名称	位置																				
舞鶴市七条海岸駐車場	舞鶴市字浜 1575 番地の 2																				
舞鶴市南田辺駐車場	舞鶴市字南田辺 2 番地の 5																				
舞鶴市東舞鶴駅駐車場	舞鶴市浜町 1 番地の 1																				
舞鶴市西舞鶴駅駐車場	舞鶴市字南田辺 25 番地の 7																				
名称	位置																				
舞鶴市七条海岸駐車場	舞鶴市字浜 47 番地 4																				
舞鶴市南田辺駐車場	舞鶴市字南田辺 2 番地 5																				
舞鶴市東舞鶴駅駐車場	舞鶴市浜町 1 番地 1																				
舞鶴市西舞鶴駅駐車場	舞鶴市字南田辺 25 番地 7																				